

様式第7号（第17条第1項関係）

一般廃棄物（収集運搬業・処分業）許可証

許可第7-6号  
令和7年9月30日

旭川市新星町1丁目1番9号  
旭東清掃株式会社  
代表取締役 成田 義勝 様

和寒町長 奥山 盛



令和7年9月22日付けで申請のあった一般廃棄物（収集運搬業・処分業）については、これを許可します。

取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
収集運搬・処分の別	収集運搬業・処分業
許可の有効期間	令和7年10月17日から 令和9年10月16日まで（2ヶ年間）
廃棄物の処分先	和寒町一般廃棄物最終処分場 和寒町リサイクルセンター
許可区域	和寒町区域内

遵守事項

- 1 許可書は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 2 許可申請の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に届け出ること。
- 3 許可書の有効期間が満了したとき、又は事業を廃止し、若しくは許可を取り消されたときは、その日から10日以内に許可書を返納すること。
- 4 その他関係法令、条例及び規則の規定を遵守すること。

和 住 環 発  
令和7年9月30日

旭東清掃株式会社 様

和寒町役場住民課長

一般廃棄物収集運搬業許可証の交付について

標題の件につきまして、同封のとおり標記許可証および許可手数料に係る納付書を送付しますので、許可手数料については期日までにご納入願います。

和寒町役場 住民課環境衛生係

副主査 玉手 芳祐

〒098-0192 上川郡和寒町字西町 120 番地

TEL 0165-32-2422 (直通)

0165-32-2421 (代表)

FAX 0165-32-4238

E-mail [jyu-eisei@town.wassamu.lg.jp](mailto:jyu-eisei@town.wassamu.lg.jp)